

○国土交通省令第八十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第十一条の七の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶)          第一条の二の十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令          (昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。) 第十一条の七          の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に隣接する造船所その他これに類する場所(以下この号において「造船所等」という。)において、新たに建造された船舶又は改造し、修理し、若しくは整備する船舶のうち、当該海域に入域し、若しくは当該海域から出域する船舶又は当該海域において試運転を行う船舶であつて、当該海域を航行する間、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>イ 途中において寄港することなく、通常必要な航行を行うこと。</p> <p>ロ 貨物の船積み又は陸揚げを行わないこと。</p> <p>ハ 当該造船所等の所在する国の政府が航路を定めている場合にあっては、当該航路をこれに沿つて航行すること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶)          第一条の二の十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令          (昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。) 第十一条の七          の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正 参照条文

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）．．．．． 1
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）．．．．． 2
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）．．．．． 4

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

放出海域	原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 別表第五に掲げる北米海域及び米 国カリブ海海域	イ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを 超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第 十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下こ の表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの 及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制 約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置される もの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。 ）に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位 は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下で あること。
	ロ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを 超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定 船舶設置原動機に該当するものに限る。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十 四・四以下であること。
	ハ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを 超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満 のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原 動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九 を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して 得た値で除して得た値以下であること。
	ニ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを 超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満 のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四 十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三 乗して得た値で除して得た値以下であること。

備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。			二 前号に掲げる海域以外の海域		
	ホ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が二〇以下であること。		
	ヘ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。		
	ト	イからハまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。		
	イ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。		
	ロ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。		
	ハ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。		
	ニ	イからハまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。		



○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）

（令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶）

第一条の二十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第十一条の七の表

第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて、船舶の長さが二十四メートル未満のもの
- 二 船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の合計が七百五十キロワット未満の船舶であつて、令第十一条の七の表第一号イ下欄、ハ下欄又はホ下欄に規定する放出基準に適合する原動機を設置することが当該船舶の構造上困難であると地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。））、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四十四条までにおいて同じ。）が認めるもの

